

平成18年度
熊本県調理師試験の案内

●試験日 8月16日(水)
●試験会場 熊本県立大学
●受験資格
中学校を卒業、又はこれと同等以上の学歴を修めた後、飲食店営業、魚介類販売業、そらざい製造業又は寄宿舎、学校、病院等の施設で2年以上調理の実務に従事している方。

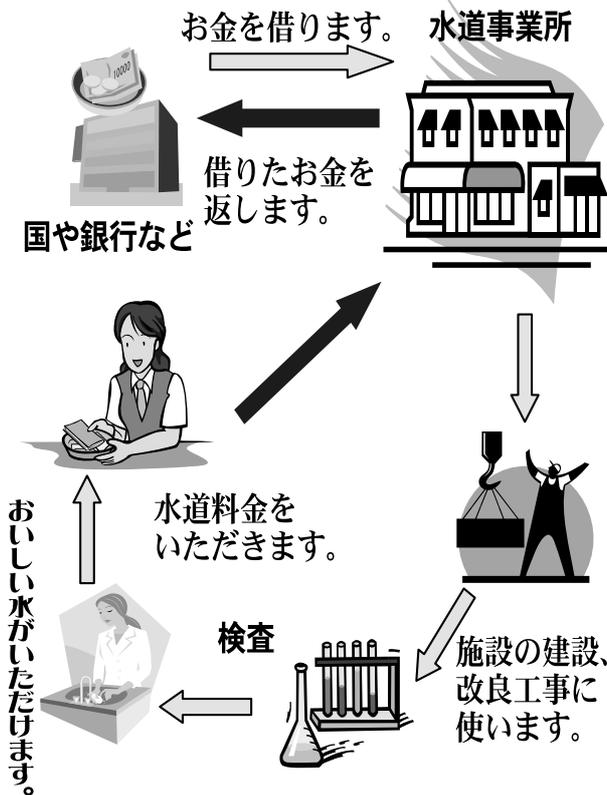


皆さんからの水道料金が
水道事業を支えています

『水道料金の滞納がふえれば、
事業の経営悪化をまねきます』

水道事業は、「地方公営企業」として、一般行政のように税金を財源とするのではなく水道料金による独立採算で経営をおこなうことにより、事業に必要な経費をまかっています。

水道事業のしくみ



阿蘇市水道事業所では、皆様の生活に必要な不可欠な水道水を、適正な料金で供給するため、各施設の整備を実施しながら、民間委託等による人件費や各種経費等のコスト削減を図るなどの経営努力をしています。水道利用者のみならずにおかれましても、水道水の節水に努めていただくとともに、水道事業へのご理解とご協力をお願い致します。

阿蘇市水道事業所 TEL 22-3196

●願書受付期間

6月5日(月)～6月9日(金)

●願書配布機関

阿蘇保健所・阿蘇市役所保健課

●願書提出先

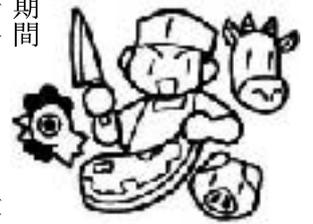
阿蘇保健所

●受験手数料

6,200円

●問い合わせ先

阿蘇保健所 TEL 3210535
県庁健康づくり推進課
TEL 096-3333-2208



生衛業経営相談室
開設のご案内

新規開業や店舗の新築・改装、支店開設で融資希望の方、および売上げや資金繰り等営業の見直しを考慮しておられる方へ!!
今迄の経験・技術を生かして独立開業を予定の方、現在の事業を見直して、発展・成長をお考えの方は専門スタッフ(指導センター経営指導員)が相談に応じます。
※お気軽に相談ください(相談は無料です)。

相談内容

〈経営〉

店舗の建築や改装、支店の開設、事業の見直し(売上・資金繰り)等の経営全般の相談、経営情報の提供。

〈融資〉

必要な資金に関する生活衛生融資(国民生活金融公庫)の利用方法と手続。

〈税務〉

所得税、消費税、相続税、贈与税等に関する相談及び帳簿等の記帳方法。
日時 5月17日(水) 10時～15時
場所 阿蘇保健所

お問い合わせ先

TEL 3210535

(財)熊本県生活衛生営業指導センター

TEL 096-3362-3061



自動車税のおしらせ

【自動車税・自動車取得税の減免】

障害のある方が所有している自動車については、その障害の程度、使用の目的等によって、自動車税・自動車取得税が減免されることがあります。減免の申請には期限があり、4月1日現在で自動車をお持ちの方は6月30日が申請期限です。また、4月1日以降に自動車を新規に登録した方は、登録した日の翌日から30日以内が申請期限となっておりますのでご注意ください。

【自動車税の納付期限は5月末】

自動車税の納税通知書を5月初めにお送りしています。納期限の5月31日までに指定の場所へ納めていただきますようお願いいたします。

【自動車税が増減されます】

環境への配慮から自動車税の税額が増減されます。環境負荷の小さい自動車（新車）は軽減され、一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は加算されます。平成18年度に自動車税が加算される自動車は、次のとおりです。

・ディーゼル車

平成7年3月31日以前に新車新規登録された自動車

・ガソリン、LPG車
平成5年3月31日以前に新車新規登録された自動車

自動車税・自動車取得税に関するご質問、ご相談は、阿蘇地域振興局税務課（TEL 22-1111 内線324）までご連絡なくお問い合わせください。

公共職業訓練 （総合ビジネス科） 受講生募集のご案内



熊本県立熊本高等技術訓練校では、公共職業訓練「総合ビジネス科 阿蘇コース」実施に伴い、受講生を募集しております。

受講を希望される方は下記要項をご確認の上、「ハローワーク阿蘇」又は、「熊本県立熊本高等技術訓練校」まで、お問い合わせ下さい。

● 申込資格

公共職業安定所に求職申込みをした方

● 募集期間

平成18年5月19日～6月1日

● 訓練期間

平成18年7月6日～9月29日

● 受講料

無料

（別途テキスト代15,500円程度）

● 訓練会場

ワイエスプランパソコンスクール

阿蘇校

（住所）阿蘇市内牧257番地

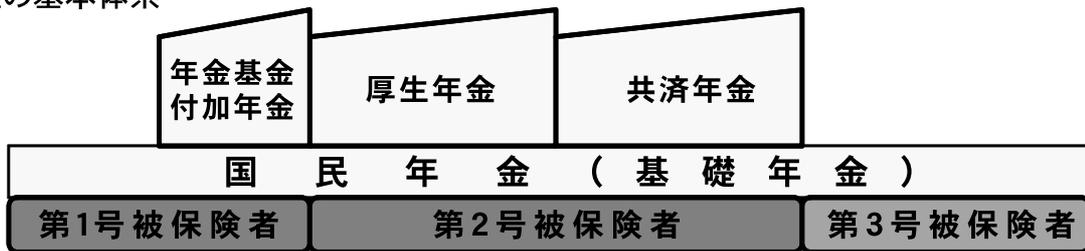
● お申込み先

ハローワーク阿蘇 TEL 22-18609

国民年金からのお知らせ

国民年金について、『どうせ、みんな払っていない』、という意見をよく聞きますが、実際はどうか考えてみましょう。

■国民年金の基本体系



本当にみんな保険料を支払っていないのか？

- ◆ 会社員や公務員の方は、第2号被保険者に分類され厚生年金や共済組合に加入していますので、国民年金は直接払っていませんが、基本体系に含まれていますので給与から基礎年金分として払っています。
- ◆ 専業主婦（夫）の方は、第3号被保険者に分類され扶養している夫（妻）の保険料に含まれているので、直接ではありませんが、間接的に払っています。
- ◆ 農林業・自営業・アルバイトの方は、第1号被保険者に分類され年金の保険料については、送付されてくる納付書により金融機関に納めますが、一部の方は、法定免除、申請免除、学生特例により免除申請をしています。免除をされている方は、保険料は納めていませんが、制度上では支払った期間には含まれます。